#### 厚生労働科学研究費補助金

医療技術実用化総合研究事業(臨床研究・治験推進研究事業)

# 倫理審査委員会の認定制度と要件に関する検討

平成26年度 総括研究報告書

研究代表者 楠岡 英雄

平成27(2015)年 3月

# 目 次

I . 総括研究報告

倫理審査委員会の認定制度と要件に関する検討 楠岡英雄

## (資料)

- 1 倫理審査委員会認定制度構築事業
- 2 倫理審査委員会認定制度の開始について

11.研究成果の刊行に関する一覧表

#### 厚生労働科学研究費補助金

(医療技術実用化総合研究事業(臨床研究・治験推進研究事業))

#### 総括研究報告書

倫理審査委員会の認定制度と要件に関する検討

研究代表者:楠岡英雄((独)国立病院機構大阪医療センター 院長)

#### 研究要旨

本研究は、「臨床研究・治験活性化 5 か年計画 2012」、ならびに、そのアクションプラ ンにおいて求められている倫理審査委員会の認定制度の導入のために、制度設計と認定 要件を具体的に策定することを目的としたものである。法律の専門家、研究倫理の専門 家、生物統計学者、臨床研究に豊富な経験のある臨床医、医薬開発学の専門家、臨床研 究コーディネーター、患者・被験者の対場を代表する者などで研究班を構成し、検討を 行った。認定は、特に際立った研究や特殊な研究の審査を行う倫理審査委員会ではなく、 持続的に活動を行っている一般的な倫理審査委員会を対象とすることが確認された。そ の上で、倫理審査委員会の認定対象としては、「臨床研究に関する倫理指針」、班会議時 に検討中の「疫学研究に関する倫理指針」と「臨床研究に関する倫理指針」とを統合し た指針(「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」として平成26年12月に告示) の対象となる臨床研究を審査する倫理審査委員会とし、認定要件としては、 等に定めている最低の要件を満たしている、 活発に、かつ、継続的に活動している実 審査の質が保たれている、 審査の効率性が保たれている、 事務局の体 績がある、 制・機能が整っている、 委員への教育・研修を実施している、 審査の継続性が期待 できる、 審査の透明性が確保されている、 自機関以外からの審査依頼に応えられる、 があげられた。一方、認定を行う機関に関する要件としては、公共性・独立性が高 財政的な基盤がしっかりしている、 第三者性がある、 事務局機能が整って L1. いるなどがあげられた。

#### 研究協力者

青谷恵利子(北里大学臨床研究機構 部長)

位田 隆一(同志社大学大学院 特別 客員教授)

田代 志門(昭和大学 講師) 辰井 聡子(立教大学大学院 教授) 手良向 聡(金沢大学 特任教授) 中西 洋一(九州大学病院 教授) 成川 衛 (北里大学 准教授)

花井 十伍(全国薬害被害者団体連絡 協議会 代表世話人)

藤原 康弘 ((独)国立がん研究センタ ー 局長)

森下 典子((独)国立病院機構大阪医療センター 室長)

A . 研究目的

平成24年3月30日に厚生労働省・文

部科学省より発出された「臨床研究・治験活性化5か年計画 2012」は、今後の我が国の臨床研究・治験の目指すべき方向性を、過去9カ年間の活性化施策に基づいて策定されたものであり、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略・JAPAN is BACK」、平成25年6月14日に関係大臣による申し合わせにより決定された「健康・医療戦略」においても、その根幹とされている。この「健康・医療戦略」では、「倫理審査委員会の質の向上を図る。」とされている。

また、「臨床研究・治験活性化5か年 計画 2012」では、「臨床研究等における 倫理性及び質の向上」のためには「質の 高い臨床研究の実施促進と被験者保護 の在り方」の検討が必要であり、<中・ 長期的に目指すこと>として、「倫理審 査委員会の認定制度」の導入が上げられ ている。すなわち、国等による倫理審査 委員会の認定制度(倫理審査委員会の質 を保証するシステム)を導入することに より、「国等が一定の基準を満たしてい るものを適切な倫理審査を行える委員 会と認め、審査の質を保証するとともに 継続的な質の向上を図る」ことをめざし、 それにより「医療機関等が認定を受けた 倫理審査委員会を積極的に利用するよ うに努める」ことにより研究の質の向上 を図ろうとするものである。

さらに、平成 24 年 10 月に策定された アクションプランにおいても、「国は、 海外での倫理審査委員会の認定制度に ついて、広く情報収集・調査を行い、日 本での認定制度の在り方について検討 を進める。」としている。

さらに、平成 26 年度の厚生労働省の 新規事業として「倫理審査委員会認定制 度構築事業」(資料1)が予算化されていた。

本研究は、この倫理審査委員会の認定制度の導入のために必要な制度設計と認定要件に関して検討し、具体的な認定要件を策定することを目的としたものである。

#### B.研究方法

10 名の研究協力者により研究班を構成し、倫理審査委員会の認定に関する制度設計、認定要件についての検討を行った。研究協力者は、法律の専門家、研究協力者は、法律の専門家、任物統計学者、臨床研究に豊富な経験のある臨床医、医薬開発学の専門家、臨床研究コーディネーター、患者・被験者の対場を代表する者などである。本研究の第2年度である今年度は班会議1回を開催した。

#### C.研究結果

#### 1.倫理審査委員会の認定要件

認定は、特に際立った研究や特殊な研究の審査を行う倫理審査委員会の認定ではなく、持続的に活動を行っている一般的な倫理審査委員会を対象とすることが再確認された。

その上で、昨年度の議論に引き続き、 認定の要件として以下の項目を考慮すべ きとした。

#### 1)認定対象

「臨床研究に関する倫理指針」班会議時に検討中の「疫学研究に関する倫理指針」と「臨床研究に関する倫理指針」とを統合した指針(「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」として平成26年12月に告示)の対象となる臨床研究を審査する倫理審査委員会

なお、個別の委員会を認定するか、同 じ設置者による複数の委員会をまとめて 認定するかは、後の判断にゆだねることとなった。

#### 2)認定要件の基本

倫理指針等に定めている最低の要件を 満たしている

(委員会に関する規程及び審査の手順書 が整っている、等)

活発に、かつ、継続的に活動している 実績がある

- ・介入研究の審査実績がある
- ・年におおよそ100件程度の新規審査を 行っている(具体的な数値は実情を 見て判断する)

なお、基準に満たない場合はその理 由を示すこと

・開催回数、間隔:月に1回程度、開催されている

審査の質が保たれている

審査の効率性が保たれている

- ・審査に要する日数がおおむね60日以内である
- ・審査を申し込んでから開始までが短 期間である
- ・審査前の相談窓口がある 事務局の体制・機能が整っている 委員への教育・研修を実施している 審査の継続性が期待できる
- 審査の透明性が確保されている ・委員名簿や議事録の公開など
- ・委員の利益相反管理の手順が策定さ れている

自機関以外からの審査依頼に応えられ る

#### 2.認定を行う機関に関する要件

#### 1)基本要件

公共性・独立性が高い 財政的な基盤がしっかりしている 第三者性がある(自身が認定対象に なる倫理審査委員会を設置しないこと)

事務局機能が整っている

#### 2) その他

倫理審査に関する経験又は知識のある専門家を擁している

認定作業を行うことのできる人員と 体制を十分に確保している

(現地調査や審査資料の評価なども含めて)

#### 3. その他

審査時の提出物

- ・構成員(資格・専門性、性別、外部 委員の割合及び参加状況、経験年数 等)
- ・標準手順書
- ・事務局の体制を表すもの

認定後の義務

- ・報告:年1回の定期報告、その他
- ・査察の受け入れ

認定の更新

#### D. 考察

倫理審査委員会の認定の具体的要件として、WHO の出しているガイドラインStandards and Operational Guidance for Ethics Review of Health-Related Research with Human Participants を参考とすることを検討したが、具体的要件には乏しいので、検討には加えなかった。

今回の基準は、臨床研究を審査する倫理審査委員会の認定制度の基準として、 ほぼ妥当と考えられる。

なお、平成27年2月2日に厚生労働省の委託を受けた三菱総合研究所により、 倫理審査委員会の認定制度が開始された。 (資料2)

#### E.結論

昨年度に引き続き、倫理審査委員会の 認定要件と認定を行う機関の要件につい て検討し、最終案を提示した。

#### F.健康危険情報

なし

#### G.研究発表

1.論文発表

なし

#### 2. 学会発表

日本臨床試験学会第6回学術集会シンポジウム「これからの倫理審査委員会を考える」にて、「臨床研究倫理審査委員会の認定制度」を発表。(平成27年2月、東京都)

平成 26 年度第 2 回臨床研究・治験活性 化協議会「臨床研究・治験活性化に対す るこれまでの成果・アクションプラン 2012 に基づく各研究班からの報告」にお いて「倫理審査委員会の認定制度と要件 に関する検討」を発表。(平成 27 年 2 月、 大阪府豊中市)

#### H.知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3.その他知的財産権の出願・登録状況なし

### 倫理審查委員会認定制度構築事業

26年度予算: 66,685千円(新規)

〈現状〉 ヒトを対象とする臨床研究においては、微熱者の倫理性を確保するために、研究開始前から終了までの期間、総熱的に倫理審査委員会での審査と解認が必要となる。平成3年2月 現在、倫理審査委員会の設置は1250円にのはっている〈厚生労働省「倫理審査委員会報告システム」報告裁〉。しかし、判断基準や着眼点が示されていないことから、倫理審査委 員会とどに審査の質にはらつきが生じている。 今後、国際水準の臨床研究、再生医療分野の臨床研究等の高度化かつ複雑化する臨床研究について、倫理性・科学性を適切に判断できる倫理審査委員会が一層必要となってく る。

#### 臨床研究・治験活性化5か年計画2012の概要

文部科学省•厚生労働省 平成24年3月30日策定

2. 日本発の革新的な医薬品、医療機器等創出に向けた取組(イノベーション)

(2) 臨床研究における倫理性及び質の向上

・倫理審査委員会の認定制度の導入等により、倫理審査委員会の審査の質の向上を推進



- 本事業では、国等が定めた基準を満たしている適切な審査を行える倫理審査委員会を認定し、審査の質を保証するとともに継続的な質の向上を固る。
   具体的内容
  ・委託機関により、申請のあった倫理審査委員会の中から、基準を満たす倫理審査委員会を認定する。
  ・また、認定後も継続的に認定倫理審査委員会の質を確保するために、適宜実地提査等を行う組織を模築する。



ホーム ニュース ニュースリリース その部分 2015 第四章音楽員会は言列音の数据について、子供の中言論性音楽書会は主の呼ばれる(分付けます。

#### 倫理審査委員会認定制度の開始について

~平成26年度倫理審査委員会認定の申請を受け付けます~





三萬综合研究所 2015.02.02

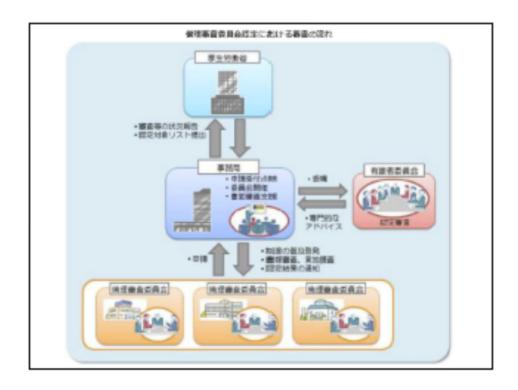
#### MRIニュース

この季度は、株式会社三美総会研究所が厚生労働省からの委託を受け「平成25年度領理書音委員会認定に 係る補助業務」を実施するものです。

人を対象とする医学等研究においては、機験者保護や研究の質の確保のために、「臨床研究に関する倫理 福針」に基づき研究の実施又は維持について保理審査委員会での審査を求めています。平成26年3月現

在、修理務直委員会の設置は1,200件にのぼっています(厚生労働省「倫理療査委員会報告システム」報 告節)が、倫理審査委員会ごとに審査の質にばらつきが生じている状況との信頼があります。今後、国際 水準の動物研究、再生医療等分野の動作研究等の構座化かつ機能化する動作研究について、保護性・科学 的妥当性を適切に判断できる倫理療者委員会が一點必要となっています。

本認定制度は、国が適切な原面を行える保理療面委員会を認定することにより、保理存面委員会における 審査の何の向上を図ることを目的としています。



# 認定の要件

- ア 倫理審査委員会の設置者が、「人を対象とする医学 系研究に関する倫理指針」(以下、倫理指針)に掲げ る要件を満たしていること。
- イ 当該倫理審査委員会の組織及び運営に関する規定 を定め、その規定が倫理指針に適合していること。
- ウ 倫理審査委員会の審査資料を適切に保管する体制 が整っていること。
- エ 倫理審査委員会報告システムに、倫理指針に求められている事項が適切に公表していること。
- オ 倫理審査委員への教育・研修を適切に実施している こと。

# 認定の要件

- カ 倫理審査委員会の構成員が倫理指針に適合していること。
- キ 倫理審査委員会の会議の運営が倫理指針に基づき 適切に行われていること。
- ク 倫理審査委員会の審査が、倫理的観点及び科学的 観点から、研究者等の利益相反に関する情報も含め て中立的かつ公正に審査を行っていること。
- ケ 他の研究機関が実施する研究に関する審査を倫理 指針に基づき適切に実施できること(継続審査を含む)。

# 認定の要件

- コー定の頻度で継続的に倫理審査を行っている実績があること(研究の審査件数等(新規・継続、侵襲・介入を伴う研究に対する審査件数などの審査類型も含めた数も考慮))。
- サ 審査の効率性が保たれていること。
- シ 倫理審査委員会事務局の体制(人的体制や情報管理体制等)・機能が整っていること。

#### (中心受付期期)

平成27年2月2日~2月21日(事務局必着)

#### (審査スケジュール)

認定審査スケジュールは以下を予定しています。

2月2日~2月21日 申請書受付帳間

3月上旬 書雲審査

3月上旬~中旬 実物調査(書資審告合格書)

3月中旬~下旬 超速の適知

#### 【語定申請について】

- ○欧定有効期間は3年です(更新審査の実施を予定しております)。
- ○1機関で検診の管理審査委員会がある場合において、運用規定等が共通である場合には、1つの管理 審査委員会として認定いたします。
- ○認定に関資用はかかりません。

### 研究成果の刊行に関する一覧表

### 書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書	籍	名	出版社名	出版地	出版年	ページ
	なし								

## 雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
	なし				